

(仮称) 道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務委託
に関するプロポーザル募集要項

1 業務の目的

アリストぬまくまは、本市唯一の道の駅として1996年(平成8年)に建設され、地域住民を中心に広く利用され南部地域の拠点としての役割を果たしてきました。こうした中、2024年度(令和6年度)末に、鞆未来トンネルが開通し、今後、観光バスを含む交通量増加が見込まれ、駐車場施設の不足が懸念されています。また、本施設は、建設から約30年が経過し老朽化が進んでおり、今後も内外装や設備関連の維持修繕には大きな支出が想定されています。

一方、道の駅は「第3ステージ」を迎え、全国各地でそれぞれの地域性を活かした道の駅が展開されており、地方創生・観光を加速する拠点として、大きな役割を期待されているところです。

こうしたことを踏まえ、本市では昨年度(2025年度)に「道の駅アリストぬまくま再整備基本構想」(以下、「基本構想」という。)及び「道の駅アリストぬまくま再整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

本業務では、基本計画の内容を踏まえて、「(仮称)道の駅アリストぬまくま改築工事」の基本設計及び実施設計にあたり、高度な発想力・設計力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名 (仮称) 道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務委託

(2) 業務内容等

ア 業務内容 道の駅の基本設計及び実施設計

イ 業務場所 福山市沼隈町大字常石1805番地

ウ 履行期間 契約締結の日から2027年(令和9年)3月31日(水)まで
※関係者との調整等に時間を要した場合には、工期の延長を検討する。

(3) 参考業務規模

本業務の参考業務規模は、3,350万円(税込み)を上限としています。

(4) 設計方針等

ア 特記仕様

別紙5-1「設計業務委託特記仕様書(総合・構造・設備)(案)」のとおりです。

イ 建設工事費

建設工事費は、次の区分のとおり想定しており、設計金額をこの工事費内に納めてください。

区分	費用(税込み)
建築主体工事(設備工事、杭工事、付属施設、カーテン等含む)	¥2,000,000,000-円
外構工事(植栽、アスファルト等)	¥160,000,000-円

※上記金額に解体工事費(既存施設、既存舗装)は含んでいません。

ウ 評価テーマ

テーマ 「地域振興」と「観光振興」の両輪を支え、連携・利便・安全を追求した施設計画について

本事業は、地域住民の活動を育むコミュニティ拠点（地域振興）と、南部地域の魅力を発信する情報拠点（観光振興）を「両輪」として機能させることを目的としています。隣接する「福山市沼隈図書館」等との動線連携による利便性向上、既存営業を継続しながらの段階的整備（ローリング計画）、将来の維持管理コスト（LCC）を抑えた実用的な施設づくりなど、諸課題を一体的に解決し、相乗効果を最大化させる総合的な提案を求めます。

① 「地域振興」と「観光振興」の両輪を最大化する配置・連携計画

住民の交流イベントや活動の輪を広げる空間と、南部地域の観光周遊を促す情報発信機能の充実。さらに隣接する「福山市沼隈図書館」等との動線連携を強化し、一体的なコミュニティ空間を創出するための効果的な配置策。

② 安全な動線確保と実効性の高い段階的整備（ローリング計画）

既存施設の営業を継続するための工事期間中の安全性確保と運営負荷軽減の工夫。あわせて、駐車場（小型 130 台、大型 9 台）の歩車分離を徹底し、スムーズな入退場を可能にする安全な動線計画。

③ 運営効率化と維持管理コスト（LCC）に配慮した施設計画

休憩（トイレ）・産直・飲食・イベント各機能への円滑なアクセスと、バックヤード集約による効率的なゾーニング。将来のメンテナンスや更新を容易にし、長期的なコストを抑制する実用的で耐久性の高い建築部位・設備の提案。

エ その他留意事項

実施に際しては、次の内容を十分に配慮すること。

- (ア) 日照、採光、通風等による良好な環境条件を確保するとともに、省資源・省エネルギーに配慮し、十分な防災性、防犯性を備えた健康的で安心・安全で潤いのある施設環境を形成してください。
- (イ) ユニバーサルデザインに配慮し、利用者が快適で安全に使用できる施設として可能な限りバリアフリー化を図ってください。
- (ウ) 工事工法、材料等仕様の選定やデザインを多角的に検討し、トータルコストの縮減に努めてください。
- (エ) 基本構想（参考資料 1）・基本計画（参考資料 2）の内容を実現する場として相応しい施設としてください。
- (オ) 森林環境譲与税の活用を想定しているため、施設の構造や内装において一部木造化または木質化を図ってください。なお、使用する木材については、外国産材を除き、可能な限り広島県産材を選定してください。
- (カ) 本事業の一部には、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業：定住促進・交流対策型）の活用を想定しているため、当該交付金の趣旨や要件に合致した、農山漁村の活性化に資する施設整備に配慮してください。

3 審査方法

審査は2段階選抜方式とします。

審査	審査の方法	選定
1次審査	参加意向申出書により審査を行います。	5者程度を選定
2次審査	技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。	特定者及び次点者、各1者を特定

各審査の詳細は、1次審査は「別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）」
2次審査は「別紙2（技術提案書を特定するための基準）」評価要領については「別紙9」をご覧ください。

4 日程

項目	日程
公告	2026年（令和8年）6月1日（月）
募集要項等の配布期間	2026年（令和8年）6月1日（月）から 同年6月18日（木）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）6月1日（月）から 同年6月10日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限、回答方法	2026年（令和8年）6月17日（水）までに 本市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加意向申出書等の受付期間	2026年（令和8年）6月1日（月）から 同年6月19日（金）午後5時まで
1次審査の結果発表（通知含む）	2026年（令和8年）6月26日（金）
技術提案書の受付期間	2026年（令和8年）7月16日（木）から 同年7月22日（水）午後5時まで
2次審査（ヒアリング）	2026年（令和8年）7月31日（金）（予定）
2次審査の結果の通知	2026年（令和8年）8月上旬
2次審査の結果発表	2026年（令和8年）8月下旬（予定）

5 建築設計者選定委員

技術提案書の提出者の選定（1次審査）及び技術提案書の特定に係る審査（2次審査）は、（仮称）道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務事業者選定委員（別紙3）が行います。

6 担当課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局経済部農林水産課

電話：084-928-1186 ファクシミリ：084-927-7021

電子メール：nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

7 参加意向申出書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

ア 本プロポーザルには、単体事務所又は設計共同体が参加できるものとします。

なお、参加意向申出書等の提出は、1単体事務所につき1申請（設計共同企業体の場合は1設計共同企業体について1申請）とします。

イ 単体事務所又は設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。

ウ 単体事務所又は設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として本プロポーザルに参加することはできません。

エ 本建築設計者選定委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加意向申出書等の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

(ウ) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(エ) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(オ) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(カ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(キ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(ク) 次のa～cに掲げる届出の義務を履行している者であること。

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ケ) 2011年（平成23年）6月1日以降に、国、地方公共団体その他公共団体が発注した延床面積1,800㎡以上の公共建築物の新築に係る設計業務を元請として完了した実績を有すること。

イ 設計共同体の場合

- (ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。
- (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 代表構成員及び構成員は、ア（ア）から（ク）に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (エ) 代表構成員は、2011年（平成23年）6月1日以降に、国、地方公共団体その他公共団体が発注した延床面積 1,800 m²以上の公共建築物の新築に係る設計業務を元請として完了した実績を有すること。

(3) 配置する技術者に要求される資格

ア 「福山市建築設計業務委託契約約款（案）」第13条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。

なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

また、主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計
積算	上記設計に係る積算

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

ウ 管理技術者は、提出者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、提出者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

エ 総合以外の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支えない。

(4) 協力事務所に要求される資格等

この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

8 参加意向申出書の作成等

(1) 参加意向申出書の提出

ア 受付期間

2026年（令和8年）6月1日（月）から同年6月19日（金）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、受付期間（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付けます。（郵送の場合には6月19日（金）午後5時必着とします。）

ウ 提出書類

様式1から様式8までを作成するとともに次に掲げる書類を添付して、担当課へ1部提出してください。

また、設計共同体の場合には、様式9から様式11までを併せて担当課へ1部提出してください。

添付書類

(ア) 商業登記簿謄本（写しでも可）

(イ) 市税の完納証明書（原本。福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの。福山市に納税義務のない者を除く。）

(ウ) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

(エ) 印鑑証明書（原本）

(オ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し。（社会保険等に加入義務のない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。該当者は、別途申出書（様式17）を提出。）

(カ) 財務諸表（・法人 直前1年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株式資本等変動計算書」及び「注記表」 ・個人 直前1年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」 直前1年の事業年度の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。）

※添付書類（オ）及び（カ）については、福山市2025年度（令和7年度）・2026年度（令和8年度）測量・建設コンサルタント業務の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けている者は提出不要です。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式1（参加意向申出書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

イ 様式2（提出者の経歴等）

提出者（設計共同体の場合は構成員ごと）について、次のとおり記載してください。

(ア) 名称

提出者（設計共同体の場合は、設計共同体）の名称を記載してください。

(イ) 提出者の設計業務の実績（業務実施上の条件）

提出者は、2011年（平成23年）6月1日以降に完了した設計業務の実績を1件記載してください。

延床面積 1,800 m²以上の公共建築物

(ウ) 提出者の設計業務の実績（提出者の技術力評価）

提出者の2011年（平成23年）6月1日以降に完了した設計業務の実績を1件記載してください。記載内容を別紙1の「技術提案書の提出者を選定するための基準」に則って評価対象とします。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体の評価点とします。

ウ 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

(ア) 名前

技術者の名前を記載してください。

(イ) 所属・役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

(ウ) 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

(エ) 業務の実績

管理技術者が担当した2011年（平成23年）6月1日以降に完了した設計業務の実績を1件記載するとともに、業務実績がわかるもの（契約書のコピー等）を添付してください。記載内容を別紙1の「技術提案書の提出者を選定するための基準」に則って評価対象とします。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載してください。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

ただし、「(ウ) 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士

電気	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士
積算	建築コスト管理士
	建築積算士

オ 様式 5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入してください。）

カ 様式 6（使用印鑑届）

代表者印と異なる印鑑を見積り及び契約時等に使用する場合に提出してください。様式 7 を提出する場合は不要です。

キ 様式 7（委任状）

契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出してください。

ク 様式 8（誓約書）

ケ 様式 9（設計共同体結成届）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合（以下「設計共同体の場合」という。）に作成してください。

コ 様式 10（設計共同体協定書）

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

サ 様式 11（設計共同体の取組体制）

設計共同体の場合、構成員の担当する業務内容を明確に記述してください。

(3) 募集要項に関する質問の受付及び回答

質問は、次の手続きにより行うことができます。

ア 質問書受付期間

2026 年（令和 8 年）6 月 1 日（月）から同年 6 月 10 日（水）午後 5 時までとします。

イ 質問の方法

質問事項がある場合は、質問書（様式 16）を添付し、（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）担当課のメールアドレス宛てに電子メールにて提出してください。

なお、メール送信の際は、件名に「(仮称) 道の駅アリストぬまくま改築工事設計

業務委託に関するプロポーザル募集要項に関する質問」と記した上で送信してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を担当課へ電話で行ってください。

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2026年（令和8年）6月17日（水）までに本市ホームページに掲載します。

9 1次審査（技術提案書の提出を求める者の選定）

（1）評価基準等

ア 1次審査の評価基準等

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」及び、別紙9「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」のとおりです。

イ 1次審査通過者の選定者数

5者程度を選定します。

（2）選定結果の通知

2026年（令和8年）6月26日（金）

選定の結果は、1次審査通過者に通知します。

なお、選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、本市ホームページに掲載し、公表（別紙6-1）することとしています。

（3）参加意向申出書の提出がない場合の取扱い

参加意向申出書の提出がない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

10 技術提案書の作成等

（1）技術提案書の提出

1次審査通過者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

2026年（令和8年）7月16日（木）から2026年（令和8年）7月22日（水）まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日という。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

（郵送の場合は2026年（令和8年）7月22日（水）午後5時必着）

イ 提出場所

6の担当課へ提出してください。

ウ 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日）を除く午前9時から午後5時まで）により提出してください。

なお、届いているか否かの確認を担当課へ電話で行ってください。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

エ 提出書類

様式 12 は 1 部、様式 13～様式 15 は 10 部（左綴じ、カラー使用可）及び CD（PDF データにて保存）を 1 枚担当課へ提出してください。

様式 13、様式 14 の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）

なお、様式 14 の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を規定する範囲（各テーマ、合計 300 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）で記載することを認めます。（別紙 8 を参照してください。）

また、様式 13、様式 14 及び様式 15 には、各 1 部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの 9 部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・施設名等）はしないでください。

(2) 提出書類の作成方法等

各様式とも 1 枚ずつ作成することとし、文章、イメージ図等の注釈は、判読できるものとしてください。提出書類について、この募集要項及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがあります。（別紙 8 を参照してください。）

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によってください。

ア 様式 12（技術提案書）

イ 様式 13（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項（様式 14 に記載する内容を除く。）を簡潔に記述してください。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

ウ 様式 14（評価テーマに対する提案）

カラー使用可とし、評価テーマについて A 3 用紙 1 枚片面（横使い）にまとめてください。

「2（4）ウ 評価テーマ」のテーマと 3 つの計画に対する技術提案を記述してください。

エ 様式 15（過去の作品）

提出者が携わった設計業務のうち、本設計に採用したいと考えるイメージに近い過去の作品の写真を、2 件まで選び一枚に納めてください。（技術提案書を審査する際の参考とします。）

1 1 2 次審査

（仮称）道の駅アリストぬまくま改築工事設計業務事業者選定委員（以下「選定委

員」という。) (別紙3を参照)において、1次審査通過者から提出された技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、それに基づいて、市長が技術提案書を特定し、設計者の候補者(以下「候補者」という。)として、特定者1名、次点者1名を特定します。なお、2次審査の評価点が6割に達した者がいない場合は、本件プロポーザルの手続きを中止します。

(1) ヒアリングの実施

2026年(令和8年)7月31日(金)(予定)

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。ヒアリングの日時、場所等は、1次審査通過者に別途連絡します。

(2) 2次審査の評価基準

別紙2「技術提案書を特定するための基準」及び、別紙9「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」のとおりです。

(3) 特定結果の通知

2026年(令和8年)8月上旬

特定結果は、提出者全員に通知します。候補者に対する通知は、単に事実上の行為であり、設計者として決定したものではありません。

(4) 特定結果の公表

2026年(令和8年)8月下旬(予定)

特定結果(特定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等)は、本市ホームページに掲載し公表(別紙6-2)します。なお、本件プロポーザル契約後の公表とします。

(5) 技術提案書の提出者がいない場合の取扱い

技術提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

1.2 現地調査

敷地内を見学するための現地調査日は設けません。現地を見学することは常時可能ですが、周辺住民や施設利用者等への配慮をお願いします。

なお、施設管理者へ直接問い合わせすることは厳に禁止します。

1.3 契約書作成の要否等

本業務の契約は、本市と設計者の2者契約とし、特定者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書(案)及び特記仕様書(案)は別紙4及び別紙5のとおりです。

1.4 その他の留意事項

(1) 予定工事費には、設備工事、植栽、外構及びカーテン・ブラインド費を含み、既存施設と既存舗装解体は含みません。また、物価上昇に伴う工事価格の上昇分は見込んでいません。

(2) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

- (3) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。
- (4) 提出期限までに参加意向申出書を提出しない者は、技術提案書を提出できないものとします。
- (5) 提出された参加意向申出書、技術提案書は返却しません。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出された参加意向申出書は、参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しません。
なお、技術提案書の特定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (8) 参加意向申出書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請（設計共同体的場合は設計共同体について1申請）とします。
- (9) 提出期限以降における参加意向申出書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。
また、参加意向申出書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (10) 参加意向申出書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加意向申出書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (11) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。
- (12) 選定委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。
- (13) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の特定に関して、選定委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 参加意向申出書及び技術提案書の作成、提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- (16) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続性が困難となった場合には、市は契約の解除ができるものとします。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。
- (17) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (18) 参加者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。